

令和2年3月2日

一般事業主行動計画

丸田産業株式会社

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 4月 1日～令和 5年 3月 31日までの 3年間

2. 内容

目標1：令和 5年 4月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間 7 日以上とする。

<対策>

- 令和 2年 4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和 2年 10月～ 計画的な取得に向け、事業部単位での取得目標の設定と進捗管理
- 令和 3年 4月～ 定期的な社内通知、管理職への呼びかけ等、取得促進への啓発を行う

目標2：令和 5年 4月までに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正等の取り組みをおこなう。

<対策>

- 令和 2年 4月～ 管理職が中心となって、全従業員で職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正を図る。
- 令和 2年 10月～ インターネットラーニングを利用し、各種ハラスメント防止についての情報提供や意識啓発を図る。